

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和 4 年 3 月

白 鷹 町

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 白鷹町は山形県の南部、置賜盆地の北端に位置する。面積は157.71km²で林野面積が65.1%を占め、県下25番目の面積を有している。地形は中央を最上川が南北に流れ北東に秀峰白鷹山がそびえ、そこから標高500m～700mの丘陵がはしり、西には朝日連峰に交わる葉山、頭殿山など1000m級の山々が南北に連なり、三方を山に囲まれ南方に開けた盆地を形成している。耕地は最上川両岸の平坦な水田地帯と傾斜をなした田畑で構成し、農業生産の基盤であるばかりでなく国土の保全、自然環境の維持に大きく貢献している。

気候は、内陸性気候に属し季節間及び昼夜の気温較差が大きく、特に夏はフェーン現象等により高温の日が続き、冬は西高東低の気圧配置による季節風の影響によって多量の降雪をもたらす真冬日が続くこともしばしばである。

このように、盆地特有の立地条件から、限りある農地を集約的に活用し土地生産性を高め、多様な農産物を生み出すという白鷹特有の農業を形作ってきた。

2 白鷹町の農業は、水稻を基幹作物として畜産、果樹、野菜、特用作物等を組み合わせた典型的な複合経営となっており、その基盤となる町の耕地面積は1,466ha(令和2年農林業センサス)で町総面積の9.3%を占める。農家1戸当りの平均経営耕地面積は1.32haと規模が小さく、長井西置賜地域平均の2.64ha、県平均の2.47haを大きく下回っている。このように、規模の零細性が白鷹町農業の特徴である。(経営耕地面積…一定規模(30[㊦])以上で農産物の生産を行う農家の耕地面積)

白鷹町の産業は、農業を基幹産業としながら発展してきたが、昭和45年に第1次産業、第2次産業、第3次産業の就業人口割合が概ね6:2:2だったものが、企業誘致や地元企業の新設・充実、近隣市町への通勤等により、就業構造が大きく変化し、昭和60年には概ね3:4:3、平成7年には2:5:3となり、平成12年には1:5:4と推移している。また、本町全体に占める農家戸数は令和2年現在で1,104戸(令和2年農林業センサス)で全戸数の25.0%を占めるが、農業従事者の高齢化が一層深刻になる中、副業的な農家の割合が増加傾向にある。

農業産出額に関しては、総額46億4千万円のうち主なものから畜産が19億2千万円(41.3%)、野菜が11億3千万円(24.3%)、米が11億1千万円(23.9%)、果樹が3億5千万円(7.5%)等となっている。(令和元年農業産出額)。

農地の貸借に関しては、令和3年5月現在で農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)に基づく利用権設定面積が547ha、農地法(昭和27年法律第229号)3条に基づく賃借権設定面積が83haとなっており、今後とも農地の貸借は拡大の傾向にある。一方、町内の中山間地域などにおいては、農業就業人口の減少及び高齢化に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 白鷹町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(平成30年から概ね10年)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

白鷹町は中山間部を多く抱え、また、西置賜管内でもほ場整備の進捗率が低いため、条件不利なほ場が多い。このような立地条件等の中、具体的な経営指標としては、町を含む周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり概ね400万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 白鷹町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、白鷹町は、山形おきたま農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、山形県酪農業協同組合、白鷹町農業委員会(以下「農業委員会」という。)、白鷹町農業再生協議会(以下「農業再生協議会」という。)、山形県置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課(以下「農業技術普及課」という。)、置賜農業共済組合(以下「農業共済組合」という。)等の関係機関が十分なる相互の連携の下、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いをすすめる、集落の合意形成に努める。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、前述の関係機関が協力し営農診断や営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、蚕桑地区や広野地区で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全村的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地(法第4条第1項第1号に定める「農用地」をいう。以下同じ。)が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれ

らの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者(法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体をいう。以下同じ。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業技術普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面、集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくとともに、前述の集落営農体制の実現に向け地域の实情に合った集落営農組織を育成しながら効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、白鷹町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的利用を図るものとする。

5 白鷹町は、農業再生協議会、農業協同組合、農業委員会、農業技術普及課、農業共済組合等関係機関の担当職員と十分に連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会を開催しながら、農業経営改善計画をはじめとする各種計画の達成に向けた支援を行う。特に、農業経営改善計画認定後のフォローアップについては、認定農業者の経営改善に向けた取組みを促進する観点から、当該計画の実践過程及び結果の点検と、新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農者の現状

白鷹町の令和2年の新規就農者は2人であり、過去5年間ほぼ横ばいの状況となっている。水稻を基幹作物として、畑作物・果樹・畜産等を組み合わせた複合経営が多い白鷹町の今後の農業及び農地を維持していくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、白鷹町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者を倍増し、令和5年度までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという政策目標や山形県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標1,400人(平成29年から令和2年までの4年間の累計)を踏まえ、白鷹町においては、年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人の育成を目指す。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

白鷹町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた白鷹町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要であ

る。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業技術普及課や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 農業経営の規模、生産方式、営農の累計ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	基幹労働力	生産方式
水稲 + 大豆 ①	<作付面積> 水稲=12.0ha 大豆=8.0ha <経営面積> 20.0ha うち借地 =17.0ha	専従的農業 従事者数 1人 補助的農業 従事者数 最大 2人	【主な機械】 ・トラクター(60ps) 1台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(自脱型4条) 1台 ・カントリーエレベーターの利用 <<水稲>> ・品種「はえぬき」等 ・圃場の大型化、団地化 ・機械の共同利用・効率的利用による低コスト・省力化 <<大豆>> ・機械化体系による省力化 ・刈取り、乾燥調製は作業委託

営農類型	経営規模	基幹労働力	生産方式
水稲＋露地野菜 ②	<p><作付面積> 水稲＝7.0ha 大豆＝3.0ha えだまめ＝3.0ha たらのめ＝1.5ha</p> <p><経営面積> 14.5ha うち借地 ＝11.0ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 2人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(40ps) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(自脱型3条) 1台 ・たらのめ促成ベンチ(加温設備) ・カントリーエレベーターの利用 <p>《えだまめ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早生～晩生種を組み合わせた長期出荷体系 ・収穫機械は賃借 ・出荷調製は選果施設利用 <p>《たらのめ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水対策の徹底 ・促成は水稲育苗ハウスを利用
水稲＋畜産(肥育) ③	<p><作付面積> 水稲＝5.0ha 飼料用米 ＝4.0ha</p> <p><経営面積> 9.0ha うち借地＝6.0ha</p> <p><飼養頭数> 肉用牛＝60頭</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 1人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 2台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(自脱型4条) 1台 ・牛舎(木造、130坪) 1棟 ・飼料タンク(FRP) 2基 ・ショベルローダー 1台 ・カントリーエレベーターの利用 <p>《肥育牛》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育種価データの活用による米沢牛の銘柄確立
特用作物(ホップ)＋水稲 ④	<p><作付面積> 水稲＝5.0ha 大豆＝2.0ha ホップ＝1.0ha</p> <p><経営面積> 8.0ha うち借地＝4.0ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(5条植) 1台 ・コンバイン(自脱型3条) 1台 ・動力噴霧機 1台 ・カントリーエレベーターの利用 <p>《ホップ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完熟堆肥の施用による土づくり

営農類型	経営規模	基幹労働力	生産方式
果樹 ⑤	<p><作付面積> りんご=0.8ha もも=0.3ha</p> <p><経営面積> 1.1ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 2人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピードスプレヤー 1台 ・高所作業台車 1台 ・乗用草刈機 1台 <p>《りんご》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低樹高栽培による省力化 <p>《もも》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期摘果、適正着果による高品質生産
施設野菜＋水稲 ⑥	<p><作付面積> トマト= 0.2ha (トマトの後作) ほうれんそう =0.2ha 水稲=6.0ha 飼料用米 =4.0ha</p> <p><経営面積> 10.2ha うち借地=7.0ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 2人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(自脱型4条) 1台 ・パイプハウス(100坪) 6棟 ・動力噴霧器 1台 ・カントリーエレベーターの利用 <p>《トマト》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス夏秋どり栽培 ・土づくりと排水対策の徹底 <p>《ほうれんそう》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期無加温ハウス栽培

営農類型	経営規模	基幹労働力	生産方式
水稲＋花卉・花木 ⑦	<p><作付面積> 水稲＝5.0ha 飼料用米 ＝3.0ha ダリア（ハウス） ＝0.1ha ユーカリ ＝0.2ha</p> <p><経営面積> 8.3ha うち借地 ＝5.0ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 2人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機（5条植） 1台 ・コンバイン（自脱型3条） 1台 ・パイプハウス（100坪） 3棟 ・管理機、平高畝整形機 1台 ・シェード一式（500坪） ・カントリーエレベーターの利用 <p>《ダリア（ハウス）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス栽培により高品質切花を長期出荷 ・土づくりと排水対策の徹底 ・ハウスは一部水稲育苗、ユーカリ育苗に利用 <p>《ユーカリ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露地栽培で、定植後1年で収穫し、越冬させない作型 ・土づくりと排水対策の徹底
施設野菜専業 ⑧	<p><作付面積> ミニトマト ＝0.3ha （ミニトマトの後作） ほうれんそう ＝0.2ha</p> <p><経営面積> 0.3ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 2人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・パイプハウス（100坪） 9棟 ・動力噴霧器 1台 ・管理機 1台 ・ミニトマト選果機 1台 <p>《ミニトマト》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏秋長期どり栽培 ・連作障害回避に努める <p>《ほうれんそう》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニトマトの後作 ・冬期無加温栽培

営農類型	経営規模	基幹労働力	生産方式
酪農専業 ⑨	<p><飼養頭数> 乳用牛=60頭</p> <p><作付面積> 牧草=12.0ha</p> <p><経営面積> 12.0ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 2人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 1人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50, 60, 80ps) 3台 ・マニユアスプレッダ 1台 ・バキュームカー 1台 ・牧草ラップサイレージ用機械 一式 ・牛舎(400坪) 1棟 ・バルククーラー 1台 ・自動給餌機 一式 ・堆肥処理施設 1棟 <p>《乳用牛》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時60頭飼育(搾乳常時50頭) ・分娩間隔13.5カ月、20%更新 ・糞尿処理の適正化と施設の改善 ・団地性のある遊休農地・転作田の活用など、自給粗飼料の拡大による乳飼比の改善 ・自動給餌機(TMR)による給与方式 ・牛群検定等による高泌乳牛の確保
水稲+露地野菜 ⑩	<p><作付面積> 水稲=10.0ha 大豆=7.0ha アスパラガス =0.3ha</p> <p><経営面積> 17.3ha うち借地 =14.0ha</p>	<p>専従的農業 従事者数 1人</p> <p>補助的農業 従事者数 最大 3人</p>	<p>【主な機械】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(60ps) 1台 ・田植機(6条側条) 1台 ・コンバイン(自脱型4条) 1台 ・カントリーエレベーターの利用 <p>《アスパラガス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露地二期どり栽培(春、夏秋)

[組織経営体]

営農類型	経営規模	基幹労働力	生産方式
水稲＋露地・施設野菜＋花卉・花木 (主たる従事者6人) ⑪	<作付面積> 水稲＝35.0ha 大豆＝14.5ha えだまめ＝4.0ha メロン＝0.16ha 啓翁桜＝6.0ha <経営面積> 59.7ha 全て借地	専従的農業 従事者数 6人	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(40, 60ps) 2台 ・田植機(8条植) 2台 ・コンバイン(自脱型5条) 2台 ・ビニールハウス(80坪) 6棟 ・啓翁桜促成室(60坪) 1棟 <<水稲>> ・圃場の大型化、団地化 ・カントリーエレベーターの利用 <<大豆>> ・1団地2ha程度の連担化 ・刈取り、乾燥調整は委託 ・連作障害対策としてブロックローテーションによる田畑輪換の導入 <<えだまめ>> ・早生～晩生種を組み合わせた長期出荷体系 ・収穫機械は部会より賃借 ・出荷調製は選果施設利用 <<メロン>> ・アールスメロン系、ハウス抑制栽培 <<啓翁桜>> ・排水対策の徹底 ・耕土が深い土地が適する

(注)

1. 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において、現に展開している多様な営農類型を概ねカバーできるように土地利用型から集約的施設型農業経営、複合経営等で構成している。
2. 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間と地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営(例えば農事組合法人、株式会社等)を想定している。

2 経営管理の方法及び農業従事の様態等に関する指標

<p>経営管理の 手法</p>	<p>ア 経営の合理化・健全化を進めるため、簿記記帳により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。</p> <p>イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一個一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いもの~地域の実情に応じて法人化の誘導を図る。</p> <p>ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。</p> <p>オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p>
<p>農業従事の 形態等</p>	<p>ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。</p> <p>イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。</p> <p>ウ 労働環境の快適化を図るため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。</p> <p>エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。</p> <p>オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。</p> <p>カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。</p>

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 農業経営の規模、生産方式、営農の累計ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に白鷹町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、白鷹町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
施設野菜	<作付面積> トマト=0.3ha <経営面積> 0.3ha すべて借地	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 1棟 ・トラクター 1台 ・動力噴霧器 1台 ・作業小屋 1棟
果樹専作	<作付面積> サクラホト=0.2ha もも =0.3ha りんご=0.2ha <経営面積> 0.7ha	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 1台 ・スピードスプレヤー 1台 ・雨除けハウス 1棟 ・草刈機 1台 ・収穫収納庫 1台
肉用牛	<経営規模> 肥育=常時200頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛舎 1棟 (2,000㎡) ・堆肥舎 1棟 ・ローダー 1台
水稲+露地野菜	<作付面積> 水稲=3.5ha 枝豆=2.0ha アスパラガス=0.5ha <経営面積> 6.0ha うち借地=2.5ha	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 1棟 ・トラクター 1台 ・田植機 1台 ・コンバイン 1台 ・ハーベスター 1台

(注)

1. 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1名、補助従事者1～2人として示している。

2 経営管理の方法及び農業従事の様態等に関する指標

経営管理の 手法	ア 経営の合理化・健全化を進めるため、簿記記帳により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。 イ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。
農業従事の 形態等	ア 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。 イ 労働環境の快適化を図るため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。 ウ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。 エ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次は平成30年から概ね10年とする。

2 上記で示す効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標を達成するため、これまで以上に関係機関相互の連携を密にし、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業を柱とした農業経営基盤強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に結びつくよう、地域合意を基本としながら次の施策を重点的に取り組み、気象条件、土地条件に適合した経営の複合化及び販路の確保を積極的に推進することとする。

(1) 稲作を中心とする土地利用型農業の振興

稲作を中心とする土地利用型農業については、担い手農家による生産コストの低減及び自立経営の確立を目指す規模拡大の努力がなされている。今後、より一層の規模拡大、稲作と他作物との複合化を図るため、連担化した条件での農用地利用集積を進めるとともに、町農業再生協議会等と連携しながら地域の実情に応じた振興策を講じていく。

1) 平地農業地域

① 水稻については、耕作する圃場の団地化や機械の共同利用・効率的利用による低コスト農業を推進する。また、加工用米や飼料用米など主食用以外の多様な米づくりもあわ

せて推進する。

②農作業の受託組織を育成し、作業受委託の促進を図るとともに、カントリーエレベーター等集中管理施設の利用促進を図る。

③大豆等の土地利用型作物については、団地化や受託組織の育成、ブロックローテーション、機械化一貫体系への移行等、生産体制の基盤強化を図る。

2) 中山間地域

①立地条件等により団地化や効率的利用が困難な中山間地域にあつては、より積極的に担い手確保と集落営農を推進し、農地の保全を図る。

②大豆等の土地利用型作物については、傾斜地で区画が狭小なほ場では大型機械による作業が困難になることから、比較的労力のかからない作物を選定しながら、農地の有効利用を図る。

(2) 園芸の振興

余剰労力や遊休農地の活用、地域特産品の開発など、園芸は当町の農業において大きな役割を担っている。そこで関係機関との連携の下、部門毎に次の振興策を講じていく。

1) 施設園芸の振興

複合経営及び周年型農業の推進のため、各種補助事業を積極的に活用し低コスト耐候性ハウスや園芸用機械を導入しながら生産条件の整備を図る。特に、トマト、ダリアなどについては、地域内で苗の供給体制を整えるとともに、労力面での対応として兼業農家や女性・高齢者等の参画を推進する。

2) 畑作物の振興

高齢化や担い手不足だけでなく、施設化などの進展による既存畑地の遊休化が懸念される。そのため、地域や兼業農家等と連携しながら、総合的な土地利用による畑作振興を推進する。

3) 果樹の振興

果樹については、農業技術普及課の協力を得ながら商品性の高い優良品種の栽培導入を進めるとともに、現存品種の品質を高め、集出荷施設の活用による均質出荷を推進する。

(3) 畜産の振興

畜産については、耕種農家と連携した優良堆肥の供給体制を整備し、堆肥を活用した土づくりによる資源循環型農業を推進するものとする。また、水田や遊休農地等を活用した飼料基盤の確保を推進するとともに、自給飼料増産、協業化による生産組織の育成強化等によるコストの低減を図る。

(4) 6次産業化の振興

農業者自ら、あるいは多様な事業者との連携による商品開発や販路開拓・拡大に向けた取組みへの支援等により、多様な農畜産物や地域資源を活用した6次産業化を推進する。

(5) 関係機関との連携

地域で生産される農畜産物が、市場及び消費者から高い評価を得られるよう、農業協同組合を中心とする関係機関・団体の連携のもとに、産地の形成、販路の拡大に必要なマーケティング情報などを迅速かつ的確に提供していく。

また、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、農業技術普及課の指導を受け、関係機関の連携のもとに支援を行なう。

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、白鷹町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

白鷹町は、山形県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

白鷹町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業(法第4条第4項第1号に規定する「利用権設定等促進事業」をいう。

以下同じ。)

- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業(法第4条第4項第3号に規定する「農用地利用改善事業」をいう。以下同じ。)の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平地農業地域

平地農業地域においては、ほ場整備済み農地を重点的に利用権設定を促進する。その際、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域

中山間地域においては担い手が不足傾向にあるため、農用地利用改善事業を重点的に推進し、集落の組織的な土地利用の取り組みを活発化する。このことにより、担い手不足等の事情により発生しやすい遊休農地の解消に努める。更に、集落の組織的な土地利用の取り組みに応じて農用地利用改善団体等への段階的な推進を図るとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓蒙に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとについては次のとおりとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等(法第4条第4項第1号に定める「利用権の設定等」をいう。以下同じ。)を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人、農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)又は法第18条第2項第6号に規定する者が農用地について利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて、法第18条第2項第6号に規定する者にあつては、(ア)、(オ)及び(カ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開

発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(オ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(カ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。⑤の「別紙1」及び(2)の「別紙2」の適用についても同様とする。

④ 農地所有適格法人の組合員・社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のす

べてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑤ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑥ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2)利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3)開発を伴う場合の措置

- ① 白鷹町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 白鷹町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定期間

- ① 白鷹町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 白鷹町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5)要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、白鷹町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 白鷹町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

- ① 白鷹町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 白鷹町は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出(これらの申出は、相手方を指定してすることはできないものとする。)があり、利用権設定等の調整が整ったときは、白鷹町は農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 白鷹町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「令」という。)第5条で定める者を除く。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目、及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けていることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者の農業経営の状況
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められるときには賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑧ ⑦に規定する者にあつては、毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。)第16条の2に定める事項について、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用の状況について、白鷹町の町長に報告しなければならない旨

⑨ ⑦に規定する者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決め。この場合、取決めを実行する能力があるか確認すること。

ア 農用地を明渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(8)同意

白鷹町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9)公告

白鷹町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤、⑦から⑨までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。

(10)公告の効果

白鷹町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11)農用地利用集積計画の取消し等

① 白鷹町の町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定

的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 白鷹町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。

ア (9)の公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 白鷹町は、②の規定による取消しをしたときは、規則第20条の2に定める手続きにより、遅滞なく、その旨を町の掲示板への掲示等により公告する。

④ ③の規定による公告があったときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、(7)の⑦の条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権のあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(12)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13)農業委員会への報告

白鷹町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者から(7)の⑧の農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(14)紛争の処理

白鷹町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

白鷹町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を白鷹町に提出して、農用地利用規程について白鷹町の認定を受けることができる。
- ② 白鷹町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 白鷹町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を白鷹町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど令第8条に掲げる要件に該当するものに限り、以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 白鷹町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定

の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 白鷹町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 白鷹町は、(5)の①に規程する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・

協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

白鷹町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械の利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の推進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

白鷹町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

やまがた農業支援センターや農業技術普及課、農業協同組合、白鷹町新規就農者受入協議会などと連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

白鷹町、農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合等の関係団体と連携・協力して、研修や営農指導、巡回指導等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため、農家向けの研修会等の情報提供を行うとともに、白鷹町認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業技術普及課が主催する農業経営実践講座といった経営のノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3)関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供、就農相談、技術や経営ノウハウの習得については農業技術普及課、農業協同組合、白鷹町認定農業者連絡協議会や指導農業士等、農地の確保については農業

委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

白鷹町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 白鷹町は、農業生産基盤整備、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 白鷹町は、各種事業の導入により農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 白鷹町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。さらに、農用地の利用集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 白鷹町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な推進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

白鷹町は、農業委員会、農業再生協議会、農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、白鷹町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年 6月 8日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成28年 8月30日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 4年 3月14日から施行する。

別紙1(第5の1の(1)⑤関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適正な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第5の1(2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)を原則とする。また、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間を確保できるものでなければならない。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に準じて算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年にかかる借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者をいう。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農業年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、それぞれの定めによるものとする。</p>